



BOJ *Reports & Research Papers*

2012年6月

2011 年度中における日本銀行の対政府取引

日本銀行企画局

本稿の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合は、予め日本銀行企画局までご相談ください。

転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

2011年度中における日本銀行の対政府取引

1. はじめに

日本銀行は、我が国の中央銀行として、法令で定めるところにより国庫金を取扱うこととなっており、その取扱いに必要な事務として、政府預金の受入・払出を行っている¹ほか、国庫において予期せざる資金需要が生じた場合等に対応するため、政府との間で様々な取引を実施している。

これらの対政府取引は、会計法などの国庫金に関する法令や日本銀行法に基づいて実施されている。

日本銀行では、こうした法令の定めに基づき、政府との間で行う業務の適切な運営を確保する趣旨から、政策委員会において、対政府取引が満たすべき条件などを定めた「対政府取引に関する基本要領」を制定の上、公表している。また、日本銀行は、業務運営の透明性を一段と向上させる観点から、関連計数を月次統計として公表している²。

本稿は、主として対政府取引に関する月次統計の年度間集計計数に基づいて、2011年度中における対政府取引の概要を整理したものである³。

¹ 政府預金の残高は、2011年度末時点では1.8兆円となった。

² 日本銀行は、2004年度以降、対政府取引の関連計数を月次統計として公表している（詳しくは、「『日本銀行の対政府取引』について」（2004年5月12日）および「日本銀行の対政府取引」（毎月第5営業日公表）を参照）。

³ なお、政府短期証券と割引短期国債については、2009年2月以降、「国庫短期証券」として統合発行が開始されているが（財務省「国庫短期証券の発行について」（2008年9月10日）を参照）、日本銀行の対政府取引においては、引き続き、法令上の位置付けの違いを踏まえ、政府短期証券と割引短期国債を区別して取扱うこととしている。すなわち、国庫短期証券の発行開始以前において、政府短期証券のみを対象としてきた取引については、国庫短期証券のうち発行根拠を政府短期証券にかかるもののみとする銘柄だけを対象とし、また、割引短期国債のみを対象としてきた取引については、国庫短期証券のうち発行根拠を割引短期国債にかかるもののみとする銘柄だけを対象とする扱いとしている。このため、本稿および上記の月次統計においても、従来と同様、「政府短期証券」および「割引短期国債」という名称を用いている。

2. 政府の一時的な資金需要への対応等

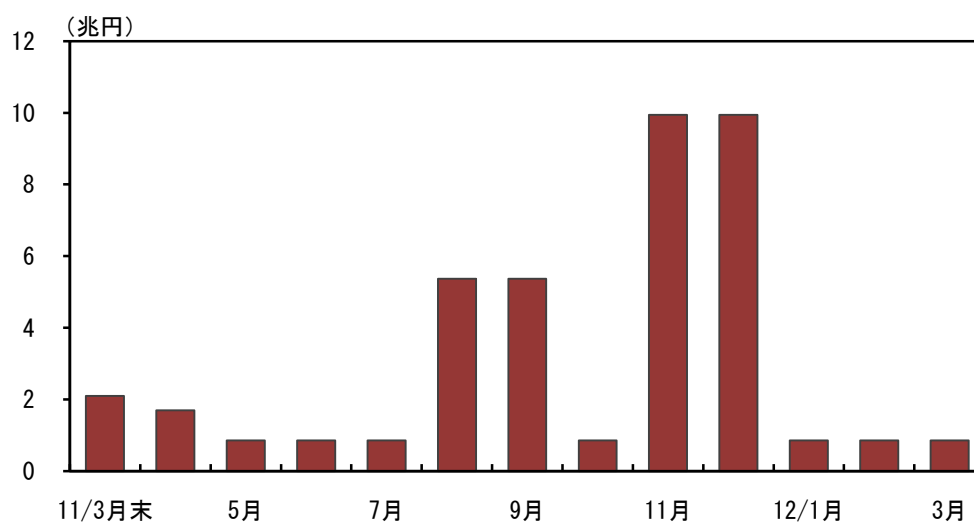
(1) 政府短期証券の引受け

日本銀行が行う政府短期証券の引受けは、①政府からの要請に応じて例外的に行う臨時引受けと、②日本銀行の業務運営上必要がある場合に自ら行う引受けの2つに大別される。前者は、公募入札において募残が発生した場合や為替介入の実施等により予期せぬ資金需要が発生した場合に行うものである。一方、後者は、現状、日本銀行が外国中央銀行等による円建資金運用に応じるための売却対象資産を確保する目的で行っているものである。

2011年度中においては、上記①および②にかかる政府短期証券の引受けを行った。このうち、①にかかる引受けについては、政府が2011年8月、10月および11月に実施した為替介入に伴い行ったものであり、これらの臨時引受けについては、2011年8月分は同年10月末までに、同年10月分および11月分は2012年1月末までに全て繰上償還を受けた。

2011年度中の各月末における政府短期証券の引受残高は、2011年8月末、9月末に5兆3,628億円、同年11月末、12月末に9兆9,414億円となった以外は、8,500億円～1兆6,925兆円の範囲で推移した。また、2011年度中の引受累計額は17兆42億円、償還累計額は18兆2,467億円となった。

▽ 政府短期証券の引受残高の推移

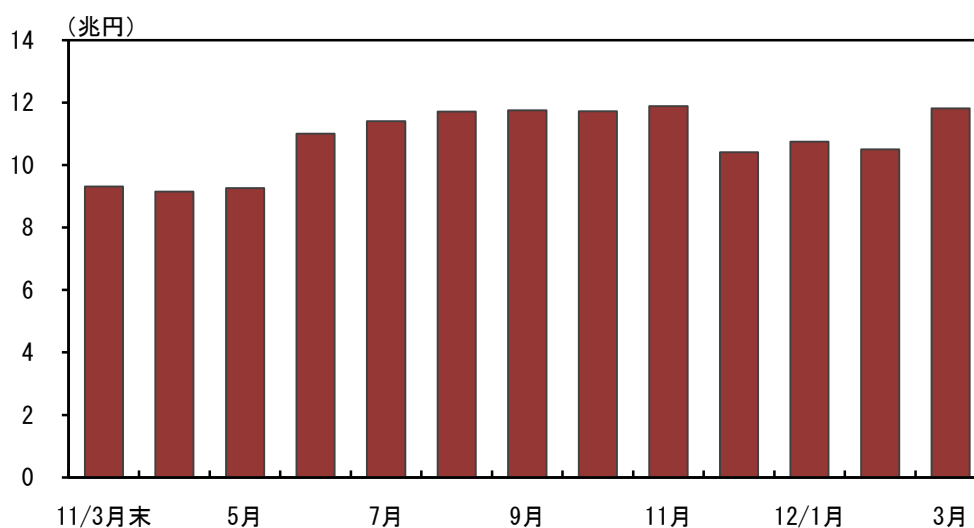


(2) 割引短期国債の引受け

日本銀行では、政府からの要請に基づき、保有国債のうち翌年度に償還期限が到来する国債について借換引受けを行う場合には、予め各年度毎に政策委員会において、円滑な金融調節遂行のために必要となる資産の流動性が十分確保されるかどうかを慎重に検討した上で、その取扱いを決定している。1999年度以降は、保有する長期国債が償還される際に割引短期国債による借換引受けを行い、原則として、その翌年度に現金で償還を受けてきている。

2011年度については、償還期限の到来した長期国債の借換引受けを割引短期国債（1年物）によって行った（詳細はBox参照）。この結果、日本銀行の2011年度末時点における割引短期国債の引受残高は、11兆8,131億円となった（2010年度末時点では9兆3,131億円）。

▽ 割引短期国債の引受残高の推移



【Box】

借換引受けに関する政策委員会決定

日本銀行では、政府からの要請に基づき、償還期限の到来する保有国債の借換えのための引受けを行う場合には、「対政府取引に関する基本要領」に基づき、予め年度毎に政策委員会で決定している。

2011年度中に行う借換引受けに関しては、2010年12月の政策委員会において、2011年度中に償還期限の到来する長期国債11兆8,000億円を割引短期国債をも

って借換引受けを行うことを決定した⁴。

なお、2012 年度中に行う借換引受けに関しては、2011 年 12 月の政策委員会において、2012 年度中に償還期限の到来する長期国債⁵16 兆 7,000 億円を割引短期国債をもって借換引受けを行うことを決定した⁶。

▽ 割引短期国債（TB）による借換引受けの実施状況

（兆円）

	TBによる借換引受額	
	長期国債償還見合分	TB償還見合分
2007 年度	9.7	0.0
2008 年度	9.6	0.0
2009 年度	7.7	3.0
2010 年度	7.6	1.7
2011 年度	11.8	0.0
2012 年度（予定）	16.7	0.0

（注）「TB償還見合分」は、長期国債の償還時に借換引受けにより取得したTBの再乗換えによるもの。

（3）国債整理基金および財政融資資金が保有する政府短期証券の買入れ

日本銀行は、「対政府取引に関する基本要領」において、国債整理基金および財政融資資金の資金繰り上の必要に応じ、国債整理基金および財政融資資金が保有する政府短期証券の買入れを実施し得る扱いとしているが、2011 年度中は、こうした買入れは行わなかった。

⁴ 詳しくは、「平成 23 年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えのための引受けおよび平成 23 年度における国債買入消却への対応に関する件」（2010 年 12 月 24 日）を参照。なお、当該決定を行った 2010 年 12 月の政策委員会においては、2011 年度中に財政投融资特別会計が国債整理基金特別会計を通じて行う財政投融资特別会計国債の買入消却において、本行保有国債に関し、額面総額 2,000 億円を上限に、現金を対価として買入消却に応じ得る扱いとすることを決定した。

⁵ 資産買入等の基金における買入残高を除く。

⁶ 詳しくは、「平成 24 年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えのための引受けならびに平成 23 年度および平成 24 年度における国債買入消却への対応に関する件」（2011 年 12 月 26 日）を参照。なお、当該決定を行った 2011 年 12 月の政策委員会においては、2011 年度中に財政投融资特別会計が国債整理基金特別会計を通じて行う財政投融资特別会計国債の買入消却に関して、本行が買入消却に応じ得る上限を、額面総額 2,000 億円から 4,102 億円に引き上げるとともに、2012 年度中の同買入消却において、額面総額 2,000 億円を上限に、現金を対価として買入消却に応じ得る扱いとすることを決定した。

3. 国債整理基金および財政融資資金の資金運用等に関する取引

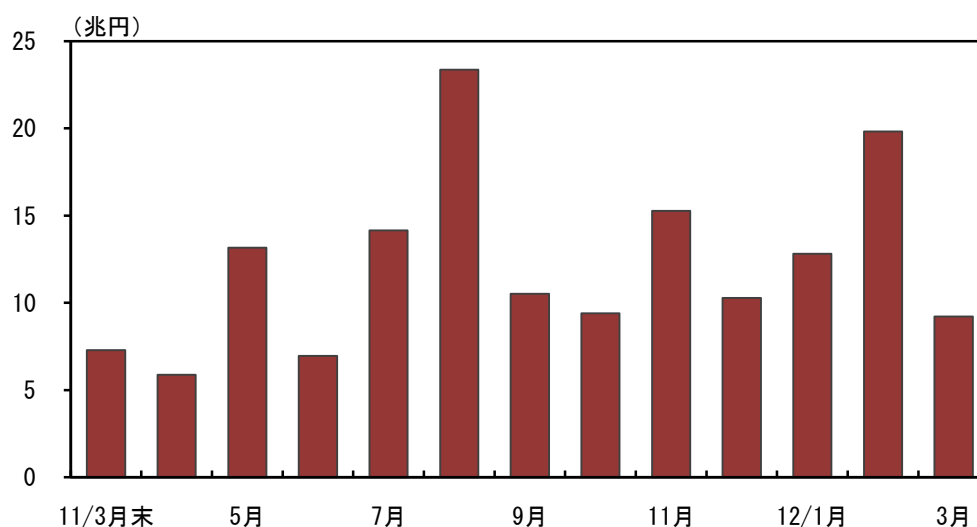
日本銀行では、「対政府取引に関する基本要領」において、金融政策遂行上支障が生じない範囲内で、国債整理基金および財政融資資金に対して長期国債の買戻条件付売却（売現先）および政府短期証券・割引短期国債の売却を行うことや、日本銀行が保有する政府短期証券の繰上償還に応じることができるものと定めている。

(1) 国債整理基金との取引

国債整理基金に対する長期国債の売現先残高は、2010年度末時点の7兆2,838億円から、2011年度末時点では9兆2,220億円となった。なお、月末ベースでみた売現先残高の2011年度中のピークは、2011年8月末の23兆3,706億円であった。2011年度中の買戻条件付売却および買戻の累計額はそれぞれ236兆7,761億円、234兆8,381億円であった。

また、2011年度中、国債整理基金に対する政府短期証券・割引短期国債の売却も実施し、年度中の売却額は、2兆5,000億円であった。2011年度末における政府短期証券・割引短期国債の売却残高はゼロであった。

▽ 国債整理基金に対する長期国債の買戻条件付売却残高の推移



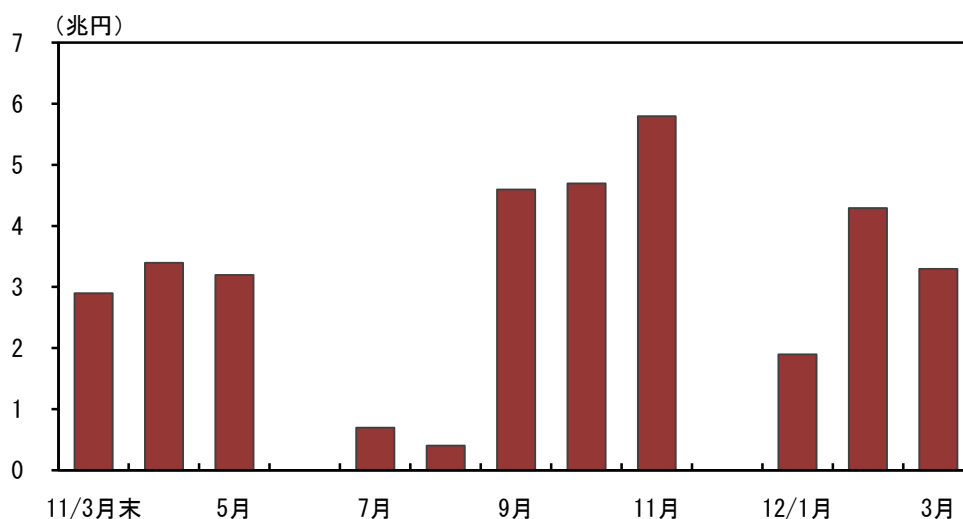
(2) 財政融資資金との取引

財政融資資金に対する長期国債の売現先残高は、2010年度末時点の2兆8,975億円から、2011年度末時点では3兆2,972億円となった。2011年度

中の買戻条件付売却および買戻の累計額はそれぞれ 24 兆 7,708 億円、24 兆 3,712 億円であった。

なお、2011 年度中、財政融資資金に対する政府短期証券・割引短期国債の売却は行わなかった。

▽ 財政融資資金に対する長期国債の買戻条件付売却残高の推移



(3) 政府短期証券の繰上償還⁷

2011 年度中、日本銀行が保有する政府短期証券の繰上償還は行われなかった。

以 上

⁷ ここでは、臨時引受けを行った政府短期証券の繰上償還は含まない (2. (1) の償還額の中に含まれる)。